

少年院における「更生」の構造

——非行少年の語る「自己」と「社会」に着目して——

稲葉 浩一

誰もが抱いているであろう、「彼は本当に更生しているのか」「彼が社会人としてまっとうな人生を歩めるのか」という疑問は、もちろん私どもも抱いています。また、「Aの病気は完治しておらず、社会に出すのは非常に危険」という、人の心を煽るような記事も出回っています。しかし法務省が、「Aの社会復帰を認める」という太鼓判を押した以上、私どもはそれを信じるしかないというのが現状です。社会復帰させるのが時期尚早なのか、あるいは妥当なのか、大きな議論がおきるところですが、今の時点では答えは出ないのかもしれませんが、それは、彼がこれから歩いていく人生の軌跡の中でしか、判断できないような気がしています。（毎日新聞2004年12月4日朝刊）

1. はじめに——問題の所在

近年少年犯罪事件報道を契機として、罪をおかした非行少年への処遇問題は世論の高い関心を集めている。その際に問われるのは少年院における矯正教育の「効果」であるだろう。つまり罪をおかした少年たちの「更生」はどのようにして行われているのか、という問いである。少年院での非行少年たちに対する矯正教育への期待は大きい。だがその期待は、同時に不信の念にも変わりうる。たとえば1997年神戸事件の行為主体とされる元少年の出院について、ある刑事法の専門家は「男性が本当に更生したのであれば、社会復帰のために仮退院するのは、少年法の理念にかなっている」（毎日新聞 2003年5月12日朝刊）と解説をしているが、おそらくこの説明は「不信」をもつ読者を納得させることはできないだろう。むしろここか

ら導かれるのは、少年院で矯正教育を受ける少年たちは「『本当に』更生しているのか」という困難な問いである。

冒頭の記事は神戸事件の被害者保護者が、事件の行為主体であるとされる元少年の出院にあたって寄せたコメントである。直接の被害者遺族が加害者である人物の「更生」を語る際、そこには余人には推し量ることのできない思いが込められているに違いない。しかしながらそういった個別の「当事者」たちの声を取り上げられる一方で、わが国では年間4000人から5000人の少年たちが各種少年院に入院し、個別の計画に基づく教育期間を経て、そのほぼ同数が出院をしている。たとえば平成19年度『犯罪白書』によれば、そのなかで5年以内の少年院・刑務所への合計再入率はおよそ25%前後を推移している。この数値を十分な効果とするかは議論の分かれるところだが、重度の逸脱的キャリアをもった少年たちの約7割は、少年院出院後に安定した社会復帰を果たしていると見ていいだろう。

だが私たちは、こういった統計的数値が導き出すものとは異なるレベルで日常生活を送っている。しばしばメディアにおいて少年犯罪報道を見聞きすることがあっても、平素はそういった事件とは直接かわりをもたない——つまり「加害者」の親族でも「被害者」でもない——私たちにとって、彼らの「更生」はどのように理解されるべきであろうか。この問題を看過する以上、私たちは「彼らは『本当に』更生しているのか」という終着点のない疑問を抱き続けるに違いない。そこで本稿では、まず少年院における「更生」についての理解がもつ实际的・概念的な問題を明らかにしたうえで、少年院で矯正教育を受ける少年の語りに着目し、非行少年たちの少年院における「更生」の再検討を図りたい。

1.1. 閉ざされた少年院

非行少年を保護・収容する施設内処遇は、少年の再教育と社会統制という二つの重要な社会的役割を担っている。だが世間一般のレベルでは、それはしばしば素朴な不信の対象ともなっている観は否めない。極端な例でいえば広田と平井（2007）が指摘するように、近年の非行少年に付随する「悪魔」的イメージによって、少年院における矯正教育そのものが否定的にとらえられているという風潮がある。その場合、そもそもひとびとは非行少年の更生を望んでさえいないとも言えるのである（広田・平井 2007）。すなわち少年の「心の闇」という定型句に象徴されるように、「闇」をもった彼らを保護することも、また社会に復帰させることも非難の対象となりうるわけである。

このような「無理解」も含めて、少年院の矯正教育に対する不信の背景には、その情報が質・量ともに不十分であることが挙げられるだろう。それは端的に言えばそこでの「効果」、すなわち少年たちの「更生」に接近する手段と媒体が限られているということである。もちろん矯正教育学の分野においては相当数の研究・報告が提出されているものの、その成果が他領域に開かれたものであるとはいい難い。伊藤（2008）が指摘するように、今日「開かれた少年院」の必要性が叫ばれる一方で、その活動を報告したものの大半は矯正教育関係者によるものであり、特定の偏りが存在する。「闇」を抱えた非行少年イメージがある一方、彼らを再教育する現場の発信が限られていることが、彼らの「更生」への実際的な接近の困難さを支えている側面があるように思われる。

1.2. 接近不能な「更生」

我々が前項で指摘した少年たちの「更生」への接近の困難さは、情報の不足・偏りに基づいた実際的な問題といえる。だがより根本的には、「更生」という概念それ自体のもつ問題が、その接近の困難さを生んでいるように思われる。そもそも少年院における矯正教育は、「保護処分の執行として在院者に社会適応性を付与するために行う意図的、計画的な活動」であり、矯正とは「好ましくない状態にあるものを好ましい状態にためなおすというのがその語義」であり、「保護処分の内容としての矯正は、非行の原因となる性格のひずみをためなおし、社会生活に健全に適応させていくことを意味する」（法務省矯正研修所 1978, p.133）と説明されるのだが、その一方で少年たちの「更生」について明確な定義はなく、そのことが積極的に議論されてきたわけでもない。

このことは「更生」の主体は当人にあるためだといえる。つまり辞書的な説明をみれば「反省・信仰などによって心持が根本的に変化すること。過去を清算し、生活態度を改めること。『非行少年を——させる』（『広辞苑』）とあるように、「更生」の発生場所は当人の心理的・精神的世界にあるように想定されているわけである。この理解においては、「更生」とは少年の内面と深くかかわった根本的な自己変容であって、他者は容易に接近できるものではない。そのため他者は当人の「生活態度の改善」から「『心持』の根本的変化」を推論するに留まらざるを得ないことになる。要するにここには「『心持』の根本的変化→生活態度の改善」という「心→行動」の二元的な図式があり、「矯正」は外部からの作用として説明・観察可能であるのだが、「更生」はあくまで推論のもと記述されるに留まらざるを得ない、

というわけである。

ところでこの二元的な図式に基づいた認識枠組は、少年非行をはじめとする青少年問題一般において支配的である。すなわち「心の問題→逸脱行動」という同型の構造があり、一般的に青少年の問題行動は近隣者が彼らの「心」のサインを読み解くことの失敗として理解されてきた（伊藤 1996, 北澤 1997）。また牧野（2006）は少年犯罪報道を契機とした少年非行言説では、『心の闇』を理解するという「非常に困難な課題」が要求されていることを指摘している。だが我々がここで注意したいのは、「闇」という語彙はそもそも非行少年の「心」への接近の困難さ（可能性）を申し立てるものであるように思われることだ。その意味で「心の『闇』を理解する」ことは、実際的に困難であるというよりも、そもそも概念的に倒錯を内包しているわけである。

すなわち非行少年には①悪しき行動を生み出す「心」があるのだが、②その「心」への接近は困難である（ゆえに問題である）という理解が一般的にあり、さらに③その「心」にアクセスをもつことができるのは（臨床心理士や精神分析家といった）専門的知識と技術をもった者たちのみである（はずだ）という、心理学主義的な理解が一般的に流通していることが指摘できる。伊藤（2008）が指摘するように、少年院の矯正教育に対する調査研究の多くが心理学的知見に基づいた観があるのも、このような認識が支配的であるからだといえるだろう。だがそういった、少年の心的事象に対し他者はそれに接近するすべをもたない（それができるのは専門家のみである（に違いない））、という理解は、概念的なレベルで「更生」の接近不能性を意味しているといえるだろう。

このように、少年院における矯正教育の「効果＝少年の更生」には二重の接近不能性がある。それは少年の「更生」が行われている空間が閉じられたもので、なおかつその発生場所が彼らの「心」であるというものであって、少年院における矯正教育への不信はこういった实际的・概念的問題によるものであるように思われる。以上のような矯正教育における「更生」の問題を踏まえ、我々は「矯正教育の現場で行われている実践に対して、教官や少年という当事者の論理や意味づけに可能な限り近づき、それに対して共感的な理解を試みて記述、解釈する一方で、それを異化し、批判的な検討」をする社会学・教育学的な研究を行う必要がある（伊藤 2008, p.47）。ではこの立場に基づいた場合、我々は少年たちの「更生」をどのようにみなすべきか。先述の二つの「接近不能性」のうち、後者の「概念的接近不能性」について次より検討することでその視座を明らかにしていこう。

1.3. 公的事象としての「更生」

そもそも少年の「心」が接近不能であるという理解の前提には、彼らの内部のどこかにそのような事象が実在するという認識があるように思われる。だがこの心身二元論的理解は、大きな困難をはらんだものである。たとえば野矢（1995）は、思考実験としてごく短い物語を提示することでその難点を的確に表している。その内容はこうだ。人間とまったく同じ外見で同じ行動をとることができるロボット〈ロビイ〉は人間と同様に生活を送っていた。そんな〈ロビイ〉にある日〈神〉が「心」を与え、ひとびとに「今日の〈ロビイ〉には心がある」と紹介する。だが彼らには昨日の〈ロビイ〉とどう違うのかがわからない。戸惑うひとびとに〈神〉は主張する。「心」があるのが根本的に違うのだ、と。

だが私たちは、人の「心」をこういった〈神〉の視点で認識しているわけではない。さらには、ある人物の「心」を認識し、考え、語る際に、日常生活者である私たちは対象者の「心そのもの」なる存在を必要としていない。すなわちライルが示すように、「ある人の心について語るということは、『物的世界』と呼ばれているもののなかに収容することが禁じられているものの収容を認める倉庫について語ることではない。むしろ、それはある種の事柄を実行したり経験したりする人の能力、資質、性向について語ることであり、また日常的世界においてそれらの事柄を実行したり経験したりすることについて語ることなのである」（Ryle 訳書、1987 p.287）。

たとえば周囲にとって好ましくない言動をする傾向にある人物が、あるとき反省し、確かに「よくなった」というのはどのような事態であろうか。私たちはそれを彼の「心持の変容」として理解するだろう。だがその際、私たちは彼の「心」を覗いているわけではない。あくまで、それまで目についていた好ましくない傾向性を周囲が認めなくなったときに彼の「変容」はひとつの事態として成立する。そして「よくなった」という認識（事態）は、原理的にいつでも裏切られる可能性をもっている。あるときに彼から「また」好ましくない言動を認めたとき、ひとびとはその人物を指して「やっぱり変わってなかった」と思う。彼がどれほど反省を示し周囲から好ましく思われる言動を重ねたとしても、「また」という評価がくだされたとき、それらは「演技だった」「嘘だった」とその時点で彼の「心持」は書き直されうるし、周囲の判断は「見誤りだった」と遡及的に解釈されうるものである。また仮に「心」に接近可能であるのが当人のみなら、私たちは「変わった」という当人の言葉を信じるのみである。だが私たちは本来そのように生活をしているわけで

はない。どれだけ当人が自分の内的世界を指して「変わった」と実感し、その詳細を報告したとしても、通常そのことはほとんど問題にはならないからだ。同様に、こういった「また」「やはり変わってなかった」という裏切りに会うことは、観察者が対象者の「心」を精確に読み取ることができなかった結果生じた事態というわけではないのである。

つまり、ある人物の「心持」が好ましい形に「変わった」という事態（及び「また」という事態）は、他者による観察・評価ないし記述に属するものである。クルターが述べるように、「心にかんするカテゴリーを〔他人に〕帰属したり〔自分で〕表明したりするとき、基本的にその帰属や表明の基盤は、本質的に公的なものである（とりわけ、その帰属・表明は、その結果どのような諸帰結が社会的相互作用にたいして慣習上もたらされるかになるかということと、無関係になされえない）」（Coulter 訳書 1998, p.239）わけである。前項で述べた「更生」観の概念的な問題とは、以上のような心的事象の公的特質を見落としているところにある。つまり少年たちの「更生」は内的世界に属した接近不能なものである（そして接近可能なのは専門家のみである（に違いない））という理解は、「『本当に』更生しているのか」という問いと表裏一体のものであって、この視座のもとでは「更生」に対する「不信」は解消されるどころか、自己生産的な円環をめぐるのみであるだろう。ひとびとがその「不信」をもつなか、いかに専門家が彼の「心」の詳細を語ったとしても、それは〈ロビイ〉に「心」を宿して根本的に変わったと主張する〈神〉の言葉と同じ性質のものである。

以上の議論を踏まえるならば、我々が見るべきは「心」に帰属されるような少年の内部に生じた事象ではないし、また我々は彼らの振る舞いからその内的世界の詳細を類推する必要もない。むしろ目指されるべきは、ある「変化」として観察可能な事柄をよりよく精査することであるように思われる。そこで次節より、少年たちの「自己」に着目することで、彼らの「更生」の構造的特質を明らかにしていこう。

2. 語りの共同体としての少年院

2.1. 言説実践の場としての少年院

前節で述べたように、本節からは少年院において矯正教育を受ける少年の「自己」とその「変化」に着目しよう。それは少年の語りから観察可能な構造的変化であり、少年個人の内部はもとより、彼らの個別性を超えた社会的事象として扱うことのできる事柄である。そこでまず調査対象となった A 少年院について簡単に説

少年院における「更生」の構造

明を行ったあと、少年院内での少年たちの「自己」の特質について述べていこう。

本調査⁽¹⁾は2007年11月から2008年9月まで、計5回（1回につき数日）の参与観察と成員たちへの聞き取り調査を主軸とし、また別個に調査スタッフが訪問を重ねる形で行われた。A少年院は東日本の地方都市に所在する職業訓練を中心とした中等少年院である。A少年院では日記や作文といった各自の「課題に取り組む」指導や面接といった個別指導のほかに、集団での職業訓練、教科教育、クラブ活動のほか、非行や「問題性」の内容ごとに集団で学習する問題性別指導、各自の「問題性」の解決、点検のための目標設定集会、SST（Social Skills Training）、ホームルームなど多くの集団指導を日常的に実施している。また少年たちには少年鑑別所から送致される際にそれぞれの「問題性」のもと処遇指針が設けられ、それを参考に作成された「個人別教育目標」が各自に提示されており、彼らはそれに基づいた下位目標を設定し自己改善に取り組んでいる。

このカリキュラムにおいて少年たちは、新入時から出院時に至るまで、日記指導・面接指導・目標設定集会など個別指導・集団指導の双方において、他者（教官や他の少年）に自己を語り続けることとなる。そこで前提となっているのは、非行をおかした「問題」を抱える自己の姿であり、他方、その改善に向けた取り組みを行う自己の姿である。

ホルスタインとグブリアム（Holstein & Gubrium, 2000）が示すように、自己を語ることはそれ自体が自己構築の過程であり、語り手自身が特定の環境の規範のもと、聞き手との相互作用を繰り返していく中で、自己物語に有用な言語的資源やプロットを選択的に採用し構成していく営みである。そして仲野（2008）が明らかにしたように、少年院における自己変容とは、そういった問題性を抱えていた自己の「語りなおし」であり、それは少年と教官との協同的な実践であると言える。そしてこの実践は、少年たちが教官や他少年たちの絶えざる評価のまなざしに自ら身を投じていくものであることに着目しよう。少年たちはほぼ24時間監視と評価、保護、指導というまなざしのもとに身を置き、彼らの振る舞いと語りは相互に参照され続けていくわけである。

さらに少年たちの取り組みや日常生活での言動は、成績評価という形で月に一度処遇審査会議で担当の教官から報告され、その評価は教官全体の議論のなかで吟味される。つまり彼らの「更生」の度合いは、綿密に記述・精査されることで少年院全体が共有する事実となる。このように彼らが少年院内で絶え間なく再構成していく「自己」は、彼らの内部に閉ざされたような、私秘的かつ単一的な存在ではない。

彼らの「更生」は、絶え間なく行われる言説実践（Holstein, & Gubrium, 2000）を通じた公的な事象となっているのである。

2.2. 自己構成のひな型と解釈実践

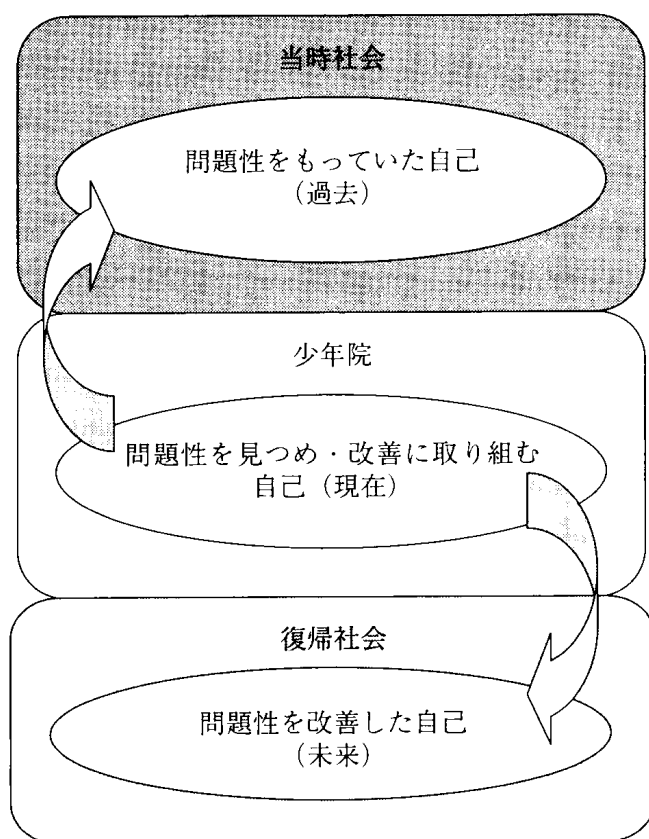
前項で見てきたように、少年たちは少年院に身を置く以上、自己を「問題性」を抱える存在として認識し生活している。これは各自が「実際に」自己をどう理解しているかという問題とは異なった、規範的・概念的な特質である。彼らは否応なく「少年院において矯正教育を受ける少年」なのであり、その前提のもと、彼らは自己の「問題性」を見つめ向き合う主体として活動し、その振る舞いを常に求められ続けている。

簡潔に言えば、少年たちは〈自己の「問題」に気づき、「取り組み」によってそれを解消し、社会へ復帰する〉という一定の「更生」のコースに沿って生活し、そのなかで少年院独特の言語的資源や解釈枠組、そして自己構成のひな型[narrative template]を採用して自己物語を織りなしていく（Holstein & Gubrium, 2000）。「主体性についての言説を提示することは、ひとつの主体を単に表象するという

ことではない。そうではなく、言説それ自体に意味に満ちた形で埋め込まれた複数の主体を同時的に構成する」のであり、その言説とは「『その都度』生の形態」である（Holstein & Gubrium, 2000, p. 140）。

以上のような少年院内の「更生」のコース／自己構成のひな型は、簡略化すれば次のように図式化することができるだろう。ここで要点となるのが、彼らの「更生」は復帰すべき「社会」を過去・未来の両ベクトルで志向したものであり続けるということだ。

前項まで見てきたように彼らの「自己」は少年院内で協同的に構成される公的な特質をもつのだが、その内容も常に「社会」を参照し



たものであるということに着目しよう。つまり彼らの「自己」が再構成される際、それは彼ら諸個人を説明する個別具体的な事柄や、少年院という局所的な空間に流通する言語的資源のみでなされるのではない。そこで目指されるのは、「社会」を参照することで成り立つ「自己」の概念的な変容なのである。このように少年たちの「更生」への取り組みは、少年自身の内部で起きるものでもなければ、少年院内のみに閉ざされたものでもない。それは「問題性」を抱える自己について、他者と協同的に、かつ「社会」を参照しつつ組み立て直す解釈実践 (Holstein & Gubrium, 2000) なのである。

3. 自己／社会の枠組変更としての「更生」

3.1. 意味構築の場としてのインタビュー

前節までの議論を踏まえるならば、少年院において矯正教育を受ける少年の「更生」に接近する本稿が着目すべきは、彼らの「自己」の語りそのものになる。そこで本稿では少年たちへのインタビュー・データを分析の素材としよう⁽²⁾。

ところで、もちろん彼らが少年院においていつもインタビューと同じような語りをするわけではない。少年院においても、授業や集会におけるフォーマルな語りから、夜間に教官のもとを訪れ相談するインフォーマルな語りまで、その特質は多様であることは本調査における参与観察や法務教官たちへの聞き取り調査から明らかになっている。

一方ここで扱う素材は調査者という「外」から来た他者に対し、インタビューという特殊な営みにおいて生じたものである。だが我々はむしろここに積極的な意義を見出すことができるだろう。「個人史は彼らが語る前に完成されるものではなく、解釈的な必要性に応じた形で組み立てられる」(Holstein & Gubrium, 2000, p. 106) ものであって、ストーリーテラーとしての少年たちは、聞き手によって期待されている「矯正教育を受ける少年」としての自己を参照し、妥当な言語的資源と筋道を管理しながら自己物語を織りなしていく。その意味で、インタビュー調査とはそれ自体が意味構築の過程である (Holstein & Gubrium, 訳書 2004)。

以上の視座に立てば、第一義的にはここでの少年たちの語りは、彼らが「少年院で矯正教育を受ける少年」として復帰すべき「社会」の住人に自己を提示する場面のデータとしてみることができる。そしてこの際に目指されるのは、彼らの語りをサンプルデータとして大量に収集し、その意味内容を類型化したり、傾向性を明らかにすることではない。我々が目指すべきはインタビュアーとの相互作用のなかで

生起した、個別具体性を超えた構造的な特質を抽出することであって、その際に扱うデータの量的な要素は問題とはならない。さらに継続的なインタビューを行うなかで彼らの語りのなかに構造的な「変化」が観察可能であれば、それは少年たちの「更生」に接近するうえで極めて重要な「多様な意味を付与されたデータ」（北澤2004）となるわけである。

以上の方法論的立場から我々は「T少年」のインタビューデータをもとに分析を進めていく。本調査では2007年11月から2008年9月まで延べ21人にインタビューを行ったが、T少年は新入期から出院準備期まで、本調査期間とほぼ併行する形でA少年院に在籍し、計5回継続的にインタビューに応じてくれた数少ない例である。

3.2. 「再入少年」としての自己——新入期・中間期前期

T少年は新入期・中間期前期のインタビューにおいて、A少年院の印象について以前にいた別の少年院と比較をしながら説明した⁽³⁾。そのなかで彼は以前の少年院を規律が厳しく非人間的なものと酷評する一方で、その規律に従ってさえいけばよかったので、「ある意味楽だった」という。かたやA少年院は比較的自由的な雰囲気をもつものとして肯定的に述べながら、「こっちはやっぱり緩いから、自分で考えて行動しなければならないというのがある。自主性というか。」と、慎重な姿勢を示している。というのもT少年は「問題性」として「対人関係能力」があるとされており、そんな彼にとって少年院での規則が「緩い」と感じられることは、それだけ院生⁽⁴⁾同士のインフォーマルなやりとりの機会があることを示すものであり、院生同士の軋轢や不正交談などの関係のトラブルが生じやすくなる。「対人関係能力」を自己の「問題性」とするT少年にとって、院内の規律が緩く感じられることはひとつの不安材料となるわけである。

実際少年たちにとって、院生同士のかわり方は大きな問題であるようだ。というのも、そのトラブルは成績評価・進級に大きくかわる事柄であり、不正交談などの禁止行為が発覚した際は、「調査」を経て「訓戒」や「謹慎」の処分を受けたりすることになるからだ。だが「対人関係能力」に問題があるという彼は、進級と対人関係の問題について次のように述べている。

【① T少年・中間期前期の語り】（以下傍線は筆者の強調）

[01] T：進級が目標になっているとまずいつて思うから。別に進級できなければ

できないで、それだけの経験ができるわけだから、(略)…だから進級にはこたわってないっていうか、1回それで失敗しているから、前回の少年院で。

[02] 調査者：本当？

[03] T：だからこそ進級じゃなく、それよりは自分の問題点を改善しなければいけないと思ったり、(問題点を改善すれば進級は)それについてくるものっていうか。

(中略)

[04] T：自分の問題点は、対人関係で言えばそういう雑な部分とか偏り、素が出てきているところで、まだ直している段階じゃなくて自分はどういうところが問題なのかを考えている段階で、迷惑かけたのはもちろんわかっているけど、今の状態で「すみません」と言っても現実性がなく、表面的になってしまう。

ここでは[04]「素が出てきている」「今の状態で」という語に注目しよう。彼は聞き手に対して、自身の「素」としての問題性を把握し、管理する主体としての自己を表明していることがわかる。さらに「今の状態で」という語彙は、改善される(であろう・べき)「未来」を見越したものである。つまり彼は現在だけでなく、通時的な自己の管理をも行う主体としてあるわけであり、進級問題も表層的なものでしかない、というわけである。いわば「優等生的」とも言えるこの語りは、しかしながら——奇妙なことに——彼が過ちを「また」おかした再入少年として自己同定することで成り立っていることに注目しよう。それは「進級を気にしない今の自分」を説明するうえで、[01]「1回それで失敗しているから、前回の少年院で」と、自ら少年院特有の失敗を語ることが必要であるということだ。換言すれば、自己の問題性とその改善を語るうえで、彼は進んで自らを「再入少年」として同定する必要があるわけである。

3.3. 「矯正教育を受ける少年」のゆらぎ——中間期

「再入少年は施設慣れをしやすい」。これは多くの法務教官たちに共有された理解であるようだ。会議場面などA少年院在籍の法務教官たちの議論においても、再入少年たちの言動はある意味優等生的であるが、施設への適応によるものもあり注意が必要であるという発言がしばしば観察された。同様にある寮担当教官へのインタビューによると、彼らが見るべきは少年たちの「深まり」であるという。それは場当たりの上手なことを言っても、その後の生活態度などを見ればそれが「深ま

った」言動かどうか判断できるという。「再入少年は施設慣れをしやすい」という慎重な理解は、そういった「深まりのなさ」——つまり口頭では優等生的な発言をしながらも、日常のなかでの振る舞いがそれに及んでいない——が、再入少年に多く認められるということである⁽⁵⁾。

T少年もそういった「再入少年」の典型とも言える経過をたどることになった。というのも、先の中間期前期のインタビューからほどなくして、彼は不正交談の発覚による謹慎処分を受けたのである。次のデータは①のインタビューから3ヶ月後の中間期後期のものであるが、彼は少年院生活について①とは大きく異なった語りを展開している。

【② T少年・中間期後期の語り】

[05] T：少年院では自由がきかないんで、それだけストレスとかも、社会で生活している普通の人よりはたまるんですけど、それをどうするかと思うとき、やっぱり人とおかしなことを話して、少しでも現実逃避して、「どこから来たの」みたいな話をしたときは楽しかった。自分は、楽しければ別にだれでもよかったんで友達とかいう感覚はなかったんです。

(中略)

[06] 調査者：不正交談したからといっても、それだけで楽しい話ってということもないような気もするけど、そうでもないんだろうか。

[07] T：社会の普通の人から見ればそうなんですけど、ここにいること自体やっぱり苦痛で、もちろん個人の情報とか知らないわけじゃないですか。もちろん手段として話すということ、相手の過去を知るとか、もうそれしかないんで、楽しいことというのが。

(中略)

[08] T：みんなそういうふうなやつで、今回の不正は、ちょっとした雑談からどんどんどんどんお互いの話をしたがつて、止められないというか、非行と同じでいったん自分の中で味をしめると、もう1回、もう1回と話したい気持ちになる。

[09] 調査者：そうだよな。だけど、それは普通の人だってそういうところあるからな。

[10] T：なんか場所が違うんで。

[11] 調査者：そうだな、これはちょっと場所が違うな。

[12] T：はい。

少年院における「更生」の構造

少年院一般の問題として、院生同士の個人情報にかかわる会話は出院後の不良交友の新たな発生を未然防止するため、「不正交談」として禁止されている⁽⁶⁾。だが T 少年もここで述べているように、独特の規律の中を生活する彼らにとって、こういった院生同士のインフォーマルなかかわり自体が魅力あるものになるようだ。それはゴフマン（Goffman 訳書 1984）が指摘した、全制的施設における収容者たちの「調整」の一種といえ、自身の身元や過去について話すことは、剥奪されたアイデンティティの修復を意味するものでもあるだろう。実際 T 少年も、この失敗をある程度合理性のあるものとして弁明していることがわかる。その際に用いられるのが、[05]「社会で生活している普通の人」[07]「社会の普通の人」という言葉であって、それを参照することで自分の生活する少年院は「社会」や「普通」とは違う特殊な空間となり、「普通の社会」では些細な会話も、魅力に満ちたものとなるわけである。

①の語りでは、別の少年院が参照されることで、A 少年院は規律の緩やかな自主性を求められる空間となっていた。だがこのインタビューでは、A 少年院は「普通の社会」が参照されることで規律の厳しい特殊な空間となっていることが容易に見てとれるだろう。実際違反行為の魅力に引きずられることは [08]「非行と同じ」と T 少年は不正交談をする当人の問題に帰属させようとしているのだが、[09] でインタビュアーは（「非行」と対比された）「普通」の人でもそうだと、特殊な環境に身を置く少年に対して共感的な見解を示している。つまりそれを行うのは彼自身の非行性とは異なる要素にあるのではないか、という見解であって、それは [10] [11]「ここは場所が違う」ということで両者の間で合意がなされている。

①の語りでは、彼は「再入少年」として自己を同定していたのに対し、ここでの彼の自己は、「社会の普通の人」と対比的な「少年院で生活をする少年」である。だが「普通」ではないのは「少年院」の環境であり、その意味で彼自身は「普通」の人間であるという理解が構成されている。すなわち T 少年は、規律違反・規則違反のもつ魅力に引きずられることは「非行」と同じであり、当人の問題に帰属するものであるという理解を示す一方で⁽⁷⁾、「外」からやってきた調査者との相互作用の中では「普通」と対比されるのは自身の「非行性」ではなく「少年院」という空間となっているわけである。

3.4. 「普通の人」の場としての少年院——出院準備期——

最後に見るのは、出院準備期に入った T 少年の語りである。ここでの彼は自身

の「問題性」である対人関係について、他者とかがかわるときの表現の仕方や相手の気持ちを察することを院内で学んできたということを詳細に語っている。

【③ T 少年・出院準備期の語り】

[13] 調査者：対人関係における相手への配慮などの重要性については、ずっと最初に入ったときから、徐々に気がついてきた？それとももう入った最初から……。

[14] T：いや、最初は別に対人関係なんて問題ないとずっと思ってたんで……。

[15] 調査者：自分は？

[16] T：そうです。人と社会で接してるときは、周りにはそんなに鋭く言ってくる人もいないし。いやだったらいやで、かかわってくれる人もいないから、人それぞれなんですけど。ただこういう少年院で生活してくと、苦手な人でもやっぱり絶対接していかなきゃいけないから、そういった意味では、ああ、自分にも苦手な人がいるんだとか、やっぱり自分をあんまりよく見てくれない人もいるんだと気づいたんで、そういった意味では、中間期くらいから、ある程度生活もできてきてからそういうふうになってきました。

(中略)

[17] 調査者：振り返ってみると、昔、社会にいたときはあんまり対人関係は悪くないと思ってたでしょう。で、ここへ来て、ちょっとそうでもないかなと思うようになったでしょう。てことは、その昔思ってたことっていうのは、もしかしたら間違ってたっていうふうに思う？ それとも、いや、そうじゃなくて、やっぱりここがちょっと特殊だからっていうふうに思う？

[18] T：もちろんそういう部分もやっぱりあると思うんですけど、赤の他人、嫌いな人とずっと接してる部分もあるんで、そういった意味では嫌いな部分とかどんどん日に日に強くなっていくわけだから、相手の悪いところも人に接すれば見えるんで。社会にいたときは、別に接するっていっても、一時的で、長くても、仕事場とかで接するくらいだから、そこまでいやな部分とか見えなかったんですけど。だからそういった意味では、少年院だからっていう部分もあるんですけど。ただやっぱり今までの自分は、不良集団と絡んできたんで。

[19] 調査者：うん。

[20] T：そういう人たちだからこそ、あんまり対人関係が悪くならなかった部分もあると思うし。

[21] 調査者：ああ。

[22] T：感受性が普通の人と同じでないから、普通の人には、やっぱり苦手意識もあったりするんですけど。そういう集団って入ってくる人は拒まないじゃないですか。悪いところも見栄を張ったり、そういう部分もあったんで。そういった意味からは、社会での接し方がいちばん間違ってたと、今は思います。

(中略)

[23] 調査者：そういうのは、やっぱりここへ来て、先生たちと触れたり、仲間と触れたりして、だんだんわかってきたこと？

[24] T：そうです。不良集団の中にいる楽しさも今までずっとあったんですけど、それ以上に普通の人と接すると、得られるものとか感じる部分とか、一緒になってやることの大切さとか、そういうのをわかったので。

ここで注目したいのは、[14]でT少年が入院前の「当時社会」及び入院からしばらくの間は、対人関係に問題を感じていなかったと初めて語っている点である。そして[15]の反応にあるように、継続的に5回彼にインタビューを行ってきた調査者はこの発言に意外性を表明している。というのもデータ①にもあるように、これまでのインタビューでT少年は逐次自身の対人関係能力を「問題性」として述べてきたのだが、ここにきて一定期間「対人関係に問題はないと思っていた」と回顧する彼の言明はそれまでの語りとは食い違いが生じるものである。そうであるならば、我々は次のように問うことができるかもしれない。すなわち彼は——「再入少年」の典型であるように——、それまで体裁のいい嘘をついてきたのではないか。あるいは出院準備期において、彼は過去に感じていたことや考えていたことを偽るようになったのではないかと。

だが我々は彼の語りの「真偽」に目を向けるよりも、人の想起がもつ公的なカテゴリーに依存的な特質に着目しよう。リンチとボーゲン (Lynch & Bogen, 1997) は、O. J. シンプソン事件裁判の被告側弁護人による鑑識官への反対尋問を例に、ある過去の状況において、ある人物が何をしていたか（しなかったのか）という想起は、その人物が担っている職業等の成員カテゴリーがもつ規範性と密接に結びついていることを明らかにしている。つまり過去の想起の要請を受けた人々は、「ある特定の行為がなされる状況で〈起こりえる〉ことを参照することで、自分たちの説明や告白を構成する。そしてその行為とは、社会的なエージェントとしてみなせる類型から規範的に想起されるものである」(Lynch & Bogen, 1997, pp.121-120)。

あるカテゴリーの担い手が、特定の状況下において行った（であろう）ことの想

起は、当該カテゴリーのもつ規範と結びついている。「話者が彼・彼女自身の過去について語る権利を得たり、語りえなかったりする事柄は、話者の心の状態が決定するものではないし、一般的に理解されている心の理論によって聞き手が決定するといったものではない。実際話者が行う過去の場面の再構築は思い描かれることも精査されることも、作り出されることさえもある」わけである（Lynch & Bogen 1997, p. 120）。

T 少年の場合、「当時社会から入院してしばらくの間、自身の問題性に気づいていなかった」という想起は、「出院準備期」のいま「非行当時」について語ることと規範的に結びついている。換言すれば「出院準備期」にある彼から見て、問題を抱え過ちをおかした「非行当時」の自分や「更生」に向けて取り組んでいる最中の自分は、その問題性に明確に気づいてはいけ^{ない}のである。

このような想起のあり方は、彼の少年院とそこで生活する少年たちに対する理解のあり方とも結びついているに着目しよう。彼は少年院の成員たちを指して「普通の人」と述べているが、他の院生たちはそもそも彼と同様に非行をおかしてきた少年たちである⁽⁸⁾。また中間期後期の②の語りでも「普通の社会」と対比されていたように、少年院は独特な規律をもった、その意味で「普通」ではない空間であると言える。だが出院準備期において、「問題性」に親和的であった「当時社会の不良集団」と対置された際、少年院とその成員たちはまったく逆の、「普通」カテゴリーに帰属される。そこでの少年たちは、彼が以前慣れ親しんだ逸脱集団とは対極にある、遵法的かつ公共的な主体（普通の人・赤の他人）として再定式化されていることが理解できるだろう。こうしてそのメンバーとしての T 少年もまた、「普通の社会」の一員たりえる主体として自己を位置づけ直すことができるわけである。

4. 結語——少年院における「更生」とは

以上のように、我々は T 少年の語りの構造的な変化を観察してきた。すなわちそれは自己を織りなす際の参照枠組の変化であって、時系列的な生活史の中にそれぞれ位置づく「自己」と「社会」のカテゴリー的な関係性の変容とも言えるだろう。そして「少年院」は常に「自己」と「社会」の接合点として位置づけられていたわけである。それは端的に要約すれば、T 少年と調査者の相互作用のなかで、A 少年院は①入院初期においては以前の少年院との対比の中で「自由な空間」として、②中間期後期では、自由な空間としての「普通の社会」との対比の中で「普通と違う空間」として理解され、③出院準備期には「不良集団のいた当時社会」との対比

少年院における「更生」の構造

の中で、遵法的・公共的な意味で「普通の人」の住まう空間として理解されていた。その際彼は①においては「再入少年」として、②においては「特殊な規律に苦しむ（usual な意味で）普通の人間」として、③においては「社会の成員に等しい（normal な意味で）普通の人間」と自己同定をシフトしていったわけである。

このようにして、社会から隔絶され独特な規律をもった少年院での生活は、「復帰社会」へと接合していくことになるわけであるが、それは全制的施設としての特色があって初めて成り立つものであることを強調しよう。彼は過去の「社会」を、「普通 usual」に過ごしており誤りに気づかなかった「非行当時社会」とし、また出院後の「社会」を規律と公共性をもった「普通 normal」の「復帰社会」として再構成していった。そして「少年院」という空間とそこでの生活が、この過去・未来の「社会」を異なるものとして区分する、主要な概念的・経験的資源となっているわけである。

本稿の課題は「更生」のもつ公的な特質に着目し、少年院において矯正教育を受ける少年の語りとその構造的性質から、彼らの「更生」を再検討することにあつた。そして本稿が明らかにしたのは、彼らの「更生」とは自己／社会の関係性の、概念的・規範的な枠組の変容と、それによる「社会の成員としての自己」の獲得であるということである。それは少年院内部において、そこで設定される通時的なコースや言語的資源を少年たちが用いながら、常に他者の精査に晒されるなかで協同的に成し遂げていく実践の連続で築き上げられていくものであるだろう⁽⁹⁾。その意味で彼らの「変容-更生」の過程は少年の内部の事象ではないのだが、同時にそれは少年院という空間内部に限定された事象でもない。それは「外」から来た他者にとっても観察・接近可能な、統計的再入率とは別個の「社会的現実」としてみなすことができるのである。

〈注〉

- (1) 本研究は2006年度日本学術振興会科学研究費補助金萌芽研究「刑務所及び少年院における教育の実態と機能に関する教育学的分析」、サントリー文化財団2006年度研究助成「矯正施設における教育的処遇のあり方に関する学際的研究」（ともに研究代表：広田照幸 日本大学）による助成を受けた研究成果の一部である。
- (2) 本研究における少年及び法務教官へのインタビュー調査は、A 少年院協力のもと研究スタッフ全体で分担して行われ、その際得られたデータは厳重な管理のもとチーム内で共有可能となっている。また本稿で主に扱う T 少年へのインタ

ビューの「調査者」はそのスタッフの一人で、同一人物である。筆者は本稿の論文化に先んじて、A 少年院への調査報告に加え二度の学会発表（2007年日本教育学会第66回大会：一般 A 教育方法①部会「男子少年院における教育の実態と機能に関する教育学的研究」、2008年日本教育社会学会第60回大会：少年非行部会「男子少年院における教育の実態と機能に関する実証的研究」）を行うなかで、チーム全体で議論を重ねたことは付記したい。なお本稿では個人情報保護の観点から、発言内容の趣旨を損ねない範囲で生データに修正を施してある。

- (3) T 少年のように、入院から間もない時期の再入少年は以前の少年院との比較で A 少年院を語る傾向にあった。たとえば初入の V 少年は中間期前期のインタビューで、丁寧な言葉づかいや頻繁に行われる整列や号令といった規律について言及し、A 少年院を「想像していたとおり」と述べ、「率直にそういう生活はやっぱり自由がないんで、嫌だなと思ってました。」と語っている。一方 T 少年と同じ再入の U 少年は新入期のインタビューにおいて、A 少年院は前回いた少年院と違い規律が緩い分、自主性が求められるものであり「社会に近いって言ったほうが早いですね。少年院と社会はやっぱり違うものがあるんですけど、でも少年院の中で社会により近いっていうか」と述べている。このように再入少年にとっては「再入」であること自体が重要な自己参照枠組であり、とりわけ入院初期においては積極的に「少年院文化に精通した者」となるわけであるが、そういった言動の特徴は、教官からは「施設慣れ」として解釈されうるものである。その意味で再入少年は一種のダブル・バインド的状况にあるといえるだろう。
- (4) A 少年院では一般的に院内の少年を「院生」と呼んでいる。
- (5) もちろん教官による再入少年の「深まりのなさ」の発見は、再入少年に対するセレクトイブ・サンクションと見ることもできる。
- (6) A 少年院において不正交談は、過去の武勇伝を示したがる「虚栄心」や他者への「依存心」の現れである「馴れ合い関係」を象徴する行為とされており、たとえば、寮のホールにある寮生活の手引書はその問題性について丁寧に説明されている。また「馴れ合い関係」概念の適応範囲は広く、「馴れ合い」から生じる結果の重大性いかんによっても、その問題性の度合いが変化する。インタビューによると、少年たちはそこに戸惑いを覚えつつも、どこまでが「馴れ合い」となるか概ね経験的に了解しているようである。
- (7) 「院内での違反は非行と同じ」という文言は、A 少年院における「言説のひな形」のひとつと言える。たとえば初入の V 少年（中間期）は、院内の独特の規律

少年院における「更生」の構造

- に戸惑いを述べながらも、暴走族であった自分は社会のルールを自分の都合よく解釈していたと回顧しながら「それを思い返せば、ここの生活でもそういう決まりやルールは、同じことなのかって考えるようになったんです。」と述べている。
- (8) 実際データ②の [08] 「みんなそういうふうなやつ」にあるように、T 少年の中間期後期の語りでは他少年は違反行為に親和的な存在として語られている。
- (9) 本稿では彼らの少年院生活自体の分析を行ってはおらず、その意味でここで述べていることは全体的な参与観察とインタビュー・データの分析から導き出された「推論」の域を出るものではない。そのため A 少年院での彼らの生活、特に集会や面接における教官との相互作用過程の詳細な分析が求められており、今後の課題としたい。なお仲野（2008）は女子少年院における女子少年と教官とのやりとりから、彼女らのナラティブの「変容」を明らかにしている。

〈引用文献〉

- Coulter, Jeff, 1979, *The social construction of mind: studies in ethnomethodology and linguistic philosophy*, London: MacMillan, (= 1998, 西阪仰訳『心の社会的構成—ヴィトゲンシュタイン派エスノメソドロジーの視点』新曜社).
- Goffman, Erving, 1961, *Asylums: Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates*, Doubleday (= 1984 石黒毅訳『アサイラム—施設被収客者の日常世界』誠信書房).
- 広田照幸・平井秀幸, 2007, 「少年院処遇に期待するもの」『犯罪と非行』第153号, pp. 6-23.
- Holstein, J. A., & Gubrium, J. F., 1995, *The Active Interview*, Sage Publications (= 2004 山田富秋・兼子一・倉石一郎・矢原隆行訳『アクティブ・インタビュー—相互行為としての社会調査』せりか書房).
- 2000, *The Self We Live By: Narrative Identity in a Postmodern World*, Oxford University Press.
- 法務省矯正研修所, 1978, 『研修教材 少年院法』矯正協会。
- 伊藤茂樹, 1996, 「『心の問題』としてのいじめ問題」『教育社会学研究』第59集, pp. 21-37.
- , 2008, 「女子少年院における矯正教育の構造・序論」『駒沢大学教育学研究論集』第24号, pp. 43-78.
- 北澤毅, 1997, 「他者の不透明性について」『立教大学教育学科研究年報』第40号,

pp.149-159.

——— 2004, 「構築主義実証研究のための方法論ノート」『立教大学教育学科研究年報』第47号, pp.13-23.

Lynch, M. & Bogen, D., 1997, "Lies, Recollection and Categorical Judgements in Testiomny", Hester, Stephen & Eglin, Peter (ed), 1997, *Culture in action: studies in membership categorization analysis*, International Institute for Ethnomethodology and University Press of America, pp. 99-121.

牧野智和, 2006, 「少年犯罪報道に見る『不安』」『教育社会学研究』第78集, pp.124-146.

仲野由佳理, 2008. 「女子少年院における『変容』へのナラティブ・アプローチ」『犯罪社会学研究』第33号, pp.138-156.

野矢茂樹, 1995, 『心と他者』勁草書房。

Ryle, G., 1949, *The Concept of Mind*, Hutchinson, London (= 1987, 坂本百大・井上治子・服部裕幸訳『心の概念』みすず書房)。

ABSTRACT

**Structural Character of the “Rehabilitation” of Incarcerated
Juveniles: An Essay on the Narrative Transfiguration of
the Relationship between Self and Society**

INABA, Koichi

(Graduate School, Rikkyo University)

3-34-1, Nishi-Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo, 171-8501 Japan

Email: riceleafk@ybb.ne.jp

Recently, the effects of treatment in juvenile correctional institutions have begun to gain general attention. However, this attention seems to involve a “distrust” of these treatments and their effects. *Can it be said that juveniles are “truly” rehabilitated?* This feeling of “distrust” seems to stem from a lack and bias of information on treatment in juvenile correctional institutions. However, at a fundamental level, the distrust may relate to the concept of the “rehabilitation of a person.” In sum, we suppose that rehabilitation is a matter involving the individual’s internal being. We suppose that it is impossible in general to approach an individual’s mind, but that someone who has professional skills and knowledge relating to research into his internal being can (or may, or must) do so. Because of this understanding of the individual’s mind, we repeatedly ask the question: *are juveniles “truly” rehabilitated?* An individual’s transfiguration is fundamentally a public matter. So it is an observation or description by an other about an individual’s behaviors. From this viewpoint, this paper examines some observable and structural transfiguration of narrative of a juvenile incarcerated in a juvenile correctional institution, and attempts to reconsider “rehabilitation” in the institution. The juvenile, whom we interviewed for our research during a period of about a year, said that the institution he lives in is not a *futsu* (usual) space compared to general society, because it has very strict and specific rules and norms. He reported they make temptations for disciplinary violence to imprisoned juveniles. In fact he took disciplinary violence before this interview, but he reconstruct himself as a reasonable subject by drawing comparison between “juvenile corrective institu-

tions" and "general society" in the aspect of rule and norm. But some months later when he advanced to the last class, his view regarding the institution, general society, and his self, had changed dramatically. At that time, he told us that the institution and its residents were *futsu* (normal) compared to the society he had participated in before his incarceration, a delinquent group. This change can be seen as a reform of his self into a member of the general and public society, or a transformation of the relationship between society and self. During the interview, he used the term "juvenile correctional institution" to explain his identity as a member of the public society. Thus, the concept of "juvenile correctional institution" contributed to this change as a narrative-self resource. The paper concludes that this explanation can be reasonable for the juvenile as a story-teller, as he examined relevant and particular events about his life and experience in this institution and outside society. Therefore, the authors perceive "rehabilitation" as an accomplishment within a narrative work between the juvenile and interviewer. We can see this structural and conceptual transfiguration of society/self as a form of "rehabilitation" of juveniles incarcerated (and scheduled to be released) in juvenile correctional institutions.